

## いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業の助成対象経費等

(「いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付要領」別表)

別表1 創業支援事業の助成対象経費及び助成率

経費区分	内容	助成率
①市場調査・動向等調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	当該経費の2分の1に該当する額以内の額(千円未満切捨て)ただし、代表者が39歳以下、女性又はU・Iターン者の場合、当該経費の3分の2に該当する額以内の額(千円未満切捨て)
②新商品・新技術・新役務開発費	原材料費(試作・研究用に限る)、機械装置及び工具器具(試作・研究用に限る)の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
④人材養成費	会場借料、印刷製本費、研修費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
⑤その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画(助成対象となる部分とは限らない)に、②又は③を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入と明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

別表2 新事業活動支援事業(一般枠)の助成対象経費及び助成率

経費区分	内容	助成率
①市場調査・動向等調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	当該経費の2分の1に該当する額以内の額(千円未満切捨て)ただし、代表者が39歳以下又は女性の場合、当該経費の3分の2に該当する額以内の額(千円未満切捨て)
②新商品・新技術・新役務開発費	原材料費(試作・研究用に限る)、機械装置及び工具器具(試作・研究用に限る)の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
④人材養成費	会場借料、印刷製本費、研修費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
⑤その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画(助成対象となる部分とは限らない)に、②又は③を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入と明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

別表3 新事業活動支援事業（地域資源活用枠）の助成対象経費及び助成率

経費区分	内容	助成率
①市場調査・動向等調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	当該経費の3分の2に該当する額以内の額(千円未満切捨て)
②新商品・新技術・新役務開発費	原材料費（試作・研究用に限る）、機械装置及び工具器具（試作・研究用に限る）の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
④人材養成費	会場借料、印刷製本費、研修費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
⑤その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない）に、②又は③を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入と明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

別表4 新事業活動支援事業（経営革新計画枠）の助成対象経費及び助成率

経費区分	内容	助成率
①市場調査・動向等調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	当該経費の4分の3に該当する額以内の額(千円未満切捨て)
②新商品・新技術・新役務開発費	原材料費（試作・研究用に限る）、機械装置及び工具器具（試作・研究用に限る）の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
④人材養成費	会場借料、印刷製本費、研修費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
⑤その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない）に、②又は③を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入と明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

別表5 新事業活動支援事業（連携事業枠）の助成対象経費及び助成率

経費区分	内容	助成率
①市場調査・動向等調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	当該経費の4分の3に該当する額以内の額(千円未満切捨て)
②新商品・新技術・新役務開発費	原材料費（試作・研究用に限る）、機械装置及び工具器具（試作・研究用に限る）の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
④人材養成費	会場借料、印刷製本費、研修費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
⑤その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない）に、②又は③を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入と明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

別表6 商店街等活性化支援事業の助成対象経費及び助成率

経費区分	内容	助成率
①市場調査・動向等調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	当該経費の2分の1に該当する額以内の額(千円未満切捨て)ただし、39歳以下や女性を主体とするもの又は東日本大震災津波の被災地に所在する者の場合、当該経費の3分の2に該当する額以内の額(千円未満切捨て)
②新商品・新役務開発費	原材料費（試作・研究用に限る）、調査・研究開発費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
③販売促進・販売力強化事業費	広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
④業種構成再編及び遊休資産利活用事業費	店舗借料、店舗整備費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、その他センター理事長が必要と認める経費	
⑤その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない）に、②、③又は④を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入と明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。